

## 香川県広域水道企業団条例第2号

香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の種類)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(給水装置の種類)</p> <p>第3条 給水装置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 連用給水装置 1のメーター（企業団の水道メーターをいう。第8条を除き、以下同じ。）を設置し、2戸又は2箇所以上が各々専有の給水栓で使用するもの</p> <p>(3) 略</p>
<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置の新設等の設計及び工事（以下「給水装置工事」という。）は、企業長が別に定めるところにより指定する者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。ただし、企業長がやむを得ないと認める事由がある場合は、企業長が施行することができる。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）<u>第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していなければならない。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(料金の算定)</p> <p>第30条 略</p>	<p>(料金の算定)</p> <p>第30条 料金は、隔月ごとに料金算定の基準日としてあらかじめ企業長が定めた日に、メーターによる計量を行い、その日の属する月分及び前月分として算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなし、1立方メートル未満の端数が生じた場合は、計量を行う日の属する月分に加算</p>

(料金の徴収方法)

第32条 略

(手数料)

第33条 手数料の種別及び金額は、次のとおりとし、申込みを行った者（以下「申込者」という。）から、企業長の定める時期に徴収する。

手数料の種別	金額（1件につき）
<u>1 指定給水装置工事事業者の指定又は指定更 新手数料</u>	<u>1万円</u>
<u>2 第7条第2項に規定する設計審査及び工 事検査手数料</u>	<u>5,000円</u>

2 略

(加入金)

第34条 企業長は、給水装置の新設及びメーターの口径の増加の申込者から、企業長の定める時期に、加入金を徴収する。

2 給水装置の新設の申込者から徴収する加入金の区分及び金額は、旧給水区域の区分に応じ、それぞれ別表18から別表33までに定める金額（次項において「区分金額」という。）のとおりとする。

3・4 略

する。

2 前項の規定にかかわらず、企業長は、必要があると認めるときは、毎月あらかじめ定めた日にメーターによる計量を行い、その日の属する月分として料金を算定することができる。

3 企業長は、やむを得ない理由があるときは、前2項に規定するあらかじめ定めた日以外の日に計量を行うことができる。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納入通知書、口座振替（自動払込みを含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により徴収する。

2 水道の使用をやめたとき、又は第38条の規定により給水を停止されたときの料金は、その都度徴収する。

3 料金の納期限は、企業長が別に定める。

(手数料)

第33条 手数料の種別及び金額は、次のとおりとし、申込みを行った者（以下「申込者」という。）から徴収する。

手数料の種別	金額（1件につき）
<u>第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定手数料</u>	<u>10,000円</u>

2 略

(加入金)

第34条 企業長は、給水装置の新設及びメーターの口径の増加の申込者から、加入金を徴収する。

2 給水装置の新設の申込者から徴収する加入金の区分及び金額は、旧給水区域の区分に応じ、それぞれ別表18から別表32までに定める金額（次項において「区分金額」という。）のとおりとする。

3 メーターの口径の増加の申込者から徴収する加入金の金額は、当該増加の申込みに係るメーターの口径に係る区分金額と当該申込者が当該申込みを行った際に使用していたメーターの口径に係る区分金額との差額とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 企業長は、給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、使用中の給水装置の構造及び材質が同条に規定する基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2 企業長は、給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 略

(過料)

第40条 略

(料金等の徴収を免れた者に対する過料)

第41条 略

4 既納の加入金は、還付しない。ただし、当該工事が完了しないときは、この限りでない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 企業長は、給水装置の構造及び材質が施行令第5条に規定する基準に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、使用中の給水装置の構造及び材質が同条に規定する基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2 企業長は、給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第5条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その事実の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第9条に規定する工事費、第23条第2項に規定する修繕費、第29条の料金、第33条の手数料又は第34条の加入金を指定期限内に納入しないとき。

(2)・(3) 略

(過料)

第40条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(6) 略

(7) 第29条の料金、第33条の手数料又は第34条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(8) 略

(料金等の徴収を免れた者に対する過料)

第41条 詐欺その他不正の行為によって第29条の料金、第33条の手数料又は第34条の加入金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円と

附 則

(処分、申込み等に関する経過措置)

2 略

3 略

(手数料及び加入金に関する経過措置)

4 略

5 略

別表 7 (第29条関係)

旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金 (1 箇月につき)

- (1) 略
- (2) 超過料金

する。) 以下の過料に処する。

附 則

(処分、申込み等に関する経過措置)

2 略

3 略

(料金の算定に関する経過措置)

4 旧高松市給水条例等は、旧高松市給水条例等の規定による料金の算定については、第30条の規定にかかわらず、企業長が別に定めるまで、施行日以後も、なおその効力を有する。

(料金の徴収方法に関する経過措置)

5 旧高松市給水条例等は、旧高松市給水条例等の規定による料金の徴収方法については、第32条の規定にかかわらず、企業長が別に定めるまで、施行日以後も、なおその効力を有する。

(手数料及び加入金に関する経過措置)

6 旧高松市給水条例等の手数料に関する規定 (指定給水装置工事事業者の指定手数料を除く。) は、当分の間、なおその効力を有する。ただし、給水開始に係る手数料、指定給水装置工事事業者の変更手数料及び証明手数料については、これを徴収しない。

7 略

8 略

別表 7 (第29条関係)

旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金 (1 箇月につき)

- (1) 略
- (2) 超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
略		
臨時用	略	

(3) 略  
備考  
1～10 略

別表9（第29条関係）

旧土庄町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

用途の別	メーターの口径	使用水量	金額
家事用	13ミリメートル	8立方メートルまで	<u>1,150円</u>
	20ミリメートル	8立方メートルまで	<u>2,120円</u>
	25ミリメートル	8立方メートルまで	<u>3,170円</u>
営業用、 団体用、 工業用	13ミリメートル	15立方メートルまで	<u>2,560円</u>
	20ミリメートル及び 25ミリメートル	15立方メートルまで	<u>4,410円</u>
	30ミリメートル及び 40ミリメートル	15立方メートルまで	<u>6,910円</u>
	50ミリメートル	15立方メートルまで	<u>10,560円</u>
	75ミリメートル	15立方メートルまで	<u>23,660円</u>
湯屋用		200立方メートルまで	<u>19,800円</u>
工事又は 臨時用			<u>2,750円</u>

(2) 超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
略		
臨時用	略	
休止用（メーターの取 外しはしない）		<u>390円</u>

(3) 略  
備考  
1～10 略  
11 「休止用」とは、水道の使用を休止し、再開栓の予定のあるものをいう。  
12 休止期間中の水道料金は、別表7(2)超過料金に定める休止用の金額に同表(3)メーター使用料に定める金額を加算した額とする。

別表9（第29条関係）

旧土庄町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

用途の別	メーターの口径	使用水量	金額
家事用	13ミリメートル	8立方メートルまで	<u>1,265円</u>
	20ミリメートル	8立方メートルまで	<u>2,332円</u>
	25ミリメートル	8立方メートルまで	<u>3,487円</u>
営業用、 団体用、 工業用	13ミリメートル	15立方メートルまで	<u>2,816円</u>
	20ミリメートル及び 25ミリメートル	15立方メートルまで	<u>4,851円</u>
	30ミリメートル及び 40ミリメートル	15立方メートルまで	<u>7,601円</u>
	50ミリメートル	15立方メートルまで	<u>11,616円</u>
	75ミリメートル	15立方メートルまで	<u>26,026円</u>
湯屋用		200立方メートルまで	<u>21,780円</u>
工事又は 臨時用			<u>3,025円</u>

(2) 超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	8立方メートルを超え15立方メートルまで	<u>190円</u>
	15立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>260円</u>
	30立方メートルを超えるもの	<u>310円</u>
営業用、団体用、工業用	15立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>250円</u>
	30立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>290円</u>
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>330円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>270円</u>
湯屋用	200立方メートルを超えるもの	<u>200円</u>
船舶用		<u>390円</u>
工事又は臨時用		<u>390円</u>
略		

(3) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	<u>140円</u>
20ミリメートル	<u>250円</u>
25ミリメートル	<u>280円</u>
30ミリメートル	<u>440円</u>
40ミリメートル	<u>530円</u>
50ミリメートル	<u>2,200円</u>
75ミリメートル	<u>2,810円</u>

備考

1 料金は、この表の基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	8立方メートルを超え15立方メートルまで	<u>209円</u>
	15立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>286円</u>
	30立方メートルを超えるもの	<u>341円</u>
営業用、団体用、工業用	15立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>275円</u>
	30立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>319円</u>
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>363円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>297円</u>
湯屋用	200立方メートルを超えるもの	<u>220円</u>
船舶用		<u>429円</u>
工事又は臨時用		<u>429円</u>
略		

(3) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	<u>154円</u>
20ミリメートル	<u>275円</u>
25ミリメートル	<u>308円</u>
30ミリメートル	<u>484円</u>
40ミリメートル	<u>583円</u>
50ミリメートル	<u>2,420円</u>
75ミリメートル	<u>3,091円</u>

備考

1 料金は、表の基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額とす

に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～9 略

10 家事用、営業用、団体用、工業用及び湯屋用において、この表の基本料金の金額は、使用水量がない場合は当該基本料金の金額の60パーセント相当額と、使用水量が3立方メートルまでの場合は当該基本料金の金額の70パーセント相当額とする。

別表10（第29条関係）

旧小豆島町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

（1）基本料金

中山地区、当浜地区、福田地区及び吉田地区以外の給水区域における基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	6立方メートルまで	1,080円
営業用、団体用	10立方メートルまで	2,000円
	20立方メートルまで	4,000円
	50立方メートルまで	1万円
	100立方メートルまで	2万円
工業用	100立方メートルまで	19,000円
	500立方メートルまで	95,000円
	1,000立方メートルまで	19万円

中山地区及び当浜地区に属する給水区域における基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	10立方メートルまで	572円

福田地区に属する給水区域における基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	6立方メートルまで	900円
	10立方メートルまで	1,500円
営業用	10立方メートルまで	1,700円
	20立方メートルまで	3,400円
	50立方メートルまで	8,500円
	100立方メートルまで	17,000円

る。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～9 略

10 家事用、営業用、団体用、工業用及び湯屋用において、使用水量がない場合は当該基本料金の60パーセント相当額を、使用水量が3立方メートルまでの場合は当該基本料金の70パーセント相当額を徴収する。

別表10（第29条関係）

旧小豆島町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

（1）基本料金

中山地区、当浜地区、福田地区及び吉田地区以外の給水区域における基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	6立方メートルまで	1,188円
営業用、団体用	10立方メートルまで	2,200円
	20立方メートルまで	4,400円
	50立方メートルまで	11,000円
	100立方メートルまで	22,000円
工業用	100立方メートルまで	20,900円
	500立方メートルまで	104,500円
	1,000立方メートルまで	209,000円

中山地区及び当浜地区に属する給水区域における基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	10立方メートルまで	629円

福田地区に属する給水区域における基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	6立方メートルまで	990円
	10立方メートルまで	1,650円
営業用	10立方メートルまで	1,870円
	20立方メートルまで	3,740円
	50立方メートルまで	9,350円
	100立方メートルまで	18,700円

団体用	10立方メートルまで	<u>1,630円</u>
	100立方メートルまで	<u>16,300円</u>
工業用	100立方メートルまで	<u>15,300円</u>
	500立方メートルまで	<u>76,500円</u>
	1,000立方メートルまで	<u>153,000円</u>

吉田地区に属する給水区域における基本料金

用途の別	金額
家庭用（5人まで）	<u>1,000円</u>
略	

(2) 超過料金

中山地区、当浜地区、福田地区及び吉田地区以外の給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	6立方メートルを超え10立方メートルまで	<u>180円</u>
	10立方メートルを超え25立方メートルまで	<u>230円</u>
	25立方メートルを超えるもの	<u>270円</u>
営業用、団体用、工業用	中山地区、当浜地区、福田地区及び吉田地区以外の給水区域における基本料金の表に規定する使用水量を超えるもの	<u>270円</u>
船舶用、工事及び臨時用		<u>440円</u>

中山地区及び当浜地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	10立方メートルを超えるもの	<u>77円</u>
団体用、工事及び臨時用		<u>86円</u>

団体用	10立方メートルまで	<u>1,793円</u>
	100立方メートルまで	<u>17,930円</u>
工業用	100立方メートルまで	<u>16,830円</u>
	500立方メートルまで	<u>84,150円</u>
	1,000立方メートルまで	<u>168,300円</u>

吉田地区に属する給水区域における基本料金

用途の別	金額
家庭用（5人まで）	<u>1,100円</u>
略	

(2) 超過料金

中山地区、当浜地区、福田地区及び吉田地区以外の給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	6立方メートルを超え10立方メートルまで	<u>198円</u>
	10立方メートルを超え25立方メートルまで	<u>253円</u>
	25立方メートルを超えるもの	<u>297円</u>
営業用、団体用、工業用	中山地区、当浜地区、福田地区及び吉田地区以外の給水区域における基本料金の表に規定する使用水量を超えるもの	<u>297円</u>
船舶用、工事及び臨時用		<u>484円</u>

中山地区及び当浜地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	10立方メートルを超えるもの	<u>84円</u>
団体用、工事及び臨時用		<u>94円</u>

福田地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	福田地区に属する給水区域における基本料金の表に規定する使用水量を超えるもの	220円
営業用		
団体用		
工業用		
船舶用、工事及び臨時用		360円
私設消火栓演習用		181円

吉田地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用人数	単価
家庭用	1人増えるごとに	100円
略		

備考

- 1 料金は、この表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～14 略

別表11（第29条関係）

旧三木町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1)～(3) 略

備考

- 1 料金は、この表の基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額から1円未満の端数を除いた額とする。

2～9 略

別表14（第29条関係）

旧琴平町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

福田地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	福田地区に属する給水区域における基本料金の表に規定する使用水量を超えるもの	242円
営業用		
団体用		
工業用		
船舶用、工事及び臨時用		396円
私設消火栓演習用		199円

吉田地区に属する給水区域における超過料金

用途の別	金額	
	使用人数	単価
家庭用	1人増えるごとに	110円
略		

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～14 略

別表11（第29条関係）

旧三木町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1)～(3) 略

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から1円未満の端数を除いた額に、メーター使用料に100分の110を乗じて得た額から1円未満の端数を除いた額を合計した額とする。

2～9 略

別表14（第29条関係）

旧琴平町水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 略

(2) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	139円
20ミリメートル	231円
25ミリメートル	278円
30ミリメートル	600円
40ミリメートル	800円
50ミリメートル	1,900円
75ミリメートル	3,500円
100ミリメートル	8,000円

備考

1 料金は、この表の基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～8 略

別表18（第34条関係）

旧高松市水道事業の給水区域における加入金

略
---

備考

1 略

2 略

別表19（第34条関係）

旧丸亀市水道事業の給水区域における加入金

略
---

備考 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 略

(2) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	152円
20ミリメートル	254円
25ミリメートル	305円

備考

1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額及びメーター使用料の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～8 略

別表18（第34条関係）

旧高松市水道事業の給水区域における加入金

略
---

備考

1 略

2 加入金は、第4条の承認の際に徴収する。ただし、企業長が特別な理由があると認めるときは、徴収の期限を延長することができる。

3 略

別表19（第34条関係）

旧丸亀市水道事業の給水区域における加入金

略
---

備考

1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 加入金は、第4条の承認の際に徴収する。

別表20（第34条関係）

旧坂出市水道事業の給水区域における加入金

略

備考

1 略

2 略

別表21（第34条関係）

旧善通寺市水道事業の給水区域における加入金

略

備考 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表22（第34条関係）

旧観音寺市水道事業の給水区域における加入金

略

備考 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表23（第34条関係）

旧さぬき市水道事業の給水区域における加入金

略

別表20（第34条関係）

旧坂出市水道事業の給水区域における加入金

略

備考

1 略

2 加入金は、第4条の規定による申込みの際に徴収する。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 略

別表21（第34条関係）

旧善通寺市水道事業の給水区域における加入金

略

備考

1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 加入金は、第4条の承認の際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めたときは、徴収の期限を延長することができる。

別表22（第34条関係）

旧観音寺市水道事業の給水区域における加入金

略

備考

1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 加入金は、第4条の規定による申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別な理由があると認めたときは、徴収の期限を延長することができる。

別表23（第34条関係）

旧さぬき市水道事業の給水区域における加入金

略

備考

1 略

2 略

別表24（第34条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における加入金

略

備考

1 略

2・3 略

別表26（第34条関係）

旧土庄町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	36,000円
20ミリメートル	9万円
25ミリメートル	15万円
30ミリメートル	20万円
40ミリメートル	44万円
50ミリメートル	74万円
75ミリメートル	180万円

備考

1 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 略

別表27（第34条関係）

旧小豆島町水道事業の給水区域における加入金

備考

1 略

2 加入金は、第4条の規定による申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別な理由があると認めるときは、徴収の期限を延長することができる。

3 略

別表24（第34条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における加入金

略

備考

1 略

2 加入金は、第4条の規定による申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、徴収の期限を延長することができる。

3・4 略

別表26（第34条関係）

旧土庄町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	39,600円
20ミリメートル	99,000円
25ミリメートル	165,000円
30ミリメートル	220,000円
40ミリメートル	484,000円
50ミリメートル	814,000円
75ミリメートル	1,980,000円

備考

1 加入金は、第4条の規定による申込みの際に徴収する。ただし、企業長が認めるときは、後納することができる。

2 略

別表27（第34条関係）

旧小豆島町水道事業の給水区域における加入金

加入金		
メーターの口径	金額（1箇所につき）	
	中山地区、当浜地区、 福田地区及び吉田地区 以外の給水区域	中山地区、当浜地区、 福田地区及び吉田地区 に属する給水区域
13ミリメートル	4万円	15,000円
20ミリメートル	10万円	45,000円
25ミリメートル	18万円	75,000円
40ミリメートル	45万円	22万円
50ミリメートル	80万円	37万円
75ミリメートル	180万円	90万円
特設配水管加入金		
メーターの口径	金額（1箇所につき）	
13ミリメートル及 び20ミリメートル	上限10万円	
25ミリメートル	上限15万円	

備考

- 1 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。
  - 2 略
  - 3 略
- (1)・(2) 略
- (3) 前2号の規定により算定した金額が表の金額に100分の110を乗じて得た額を超えるときは、当該額を特設配水管加入金とする。
- 4 略

別表28（第34条関係）

旧三木町水道事業の給水区域における加入金

略

備考

加入金		
メーターの口径	金額（1箇所につき）	
	中山地区、当浜地区、 福田地区及び吉田地区 以外の給水区域	中山地区、当浜地区、 福田地区及び吉田地区 に属する給水区域
13ミリメートル	44,000円	16,500円
20ミリメートル	110,000円	49,500円
25ミリメートル	198,000円	82,500円
40ミリメートル	495,000円	242,000円
50ミリメートル	880,000円	407,000円
75ミリメートル	1,980,000円	990,000円
特設配水管加入金		
メーターの口径	金額（1箇所につき）	
13ミリメートル及 び20ミリメートル	上限110,000円	
25ミリメートル	上限165,000円	

備考

- 1 加入金は、第4条の規定による申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、徴収の期限を延長することができる。
- 2 略
- 3 特設配水管加入金は、将来における給水の申込みに係る需要を予測してあらかじめ布設した配水管（以下「特設配水管」という。）から給水装置を新設する場合の加入金とし、その金額は、次により算定する。
  - (1)・(2) 略
  - (3) 前2号の規定により算定した金額が表の金額を超えるときは、表に定める金額を特設配水管加入金とする。
- 4 略

別表28（第34条関係）

旧三木町水道事業の給水区域における加入金

略

備考

1 略

2 略

別表29（第34条関係）

旧宇多津町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	5万円
20ミリメートル	10万円
25ミリメートル	15万円
40ミリメートル	50万円
50ミリメートル	75万円
75ミリメートル	200万円
100ミリメートル	400万円

備考

1 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 略

別表30（第34条関係）

旧綾川町水道事業の給水区域における加入金

略
---

備考 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表31（第34条関係）

旧琴平町水道事業の給水区域における加入金

略
---

備考 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、こ

1 略

2 加入金は、第4条の承認の際に徴収する。ただし、企業長が特別な理由があると認めるときは、徴収の期限を延長することができる。

3 略

別表29（第34条関係）

旧宇多津町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
13ミリメートル	55,000円
20ミリメートル	110,000円
25ミリメートル	165,000円
40ミリメートル	550,000円
50ミリメートル	825,000円
75ミリメートル	2,200,000円
100ミリメートル	4,400,000円

備考

1 加入金は、第4条の規定による申込みの際に徴収する。

2 略

別表30（第34条関係）

旧綾川町水道事業の給水区域における加入金

略
---

備考

1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 加入金は、第4条の規定による申込みの際に徴収する。

別表31（第34条関係）

旧琴平町水道事業の給水区域における加入金

略
---

備考

1 加入金の金額は、表の区分による金額に100分の110を乗じて得た

れを切り捨てる。

額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の加入金は、第4条の規定による申込みの際に徴収する。

別表32（第34条関係）

旧多度津町水道事業の給水区域における加入金

<u>メーターの口径</u>	<u>金額（1箇所につき）</u>
<u>13ミリメートル</u>	<u>4万円</u>
<u>20ミリメートル</u>	<u>8万円</u>
<u>25ミリメートル</u>	<u>12万円</u>
<u>40ミリメートル</u>	<u>30万円</u>
<u>50ミリメートル</u>	<u>55万円</u>
<u>75ミリメートル以上</u>	<u>企業長が別に定める。</u>

備考 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表33（第34条関係）

略

別表32（第34条関係）

略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第8条、第33条及び第37条の改正規定（第33条第1項の表に2の項を加える改正規定を除く。）並びに附則第11項の規定は公布の日から、別表7の改正規定及び附則第8項の規定は同年3月1日から施行する。

（手数料に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設計審査又は工事検査に関する申込みをした場合において、施行日までの間に当該申込みに係る手数料を徴収すべき日が到来しないときは、当該手数料については、当該申込みをした者を改正後の第33条第1項の規定による申込みをした者であるものとみなして、同項（同項の表1の項を除く。）の規定を適用する。

3 施行日前において改正前の附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧高松市給水条例等の手数料に関する規定により徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

（加入金に関する経過措置）

4 改正後の第34条第1項の規定は、施行日以後の申込み（給水装置の新設及びメーターの口径の増加の申込みをいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る加入金の徴収の時期について適用し、施行日前の申込みに係る加入金の徴収の時期については、なお従前の例による。

5 改正後の別表32の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金の金額について適用する。

（料金の算定等に関する経過措置）

- 6 この条例の施行の際現に香川県広域水道企業団水道事業給水条例第29条の旧琴平町水道事業の給水区域において、改正前の附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条の旧琴平町給水条例第25条に規定するメーターの設置（口径の増加を含む。）がされている場合における当該設置に係る水道メーターの貸与については、なお従前の例による。  
（料金の徴収方法に関する経過措置）
- 7 施行日前に料金の支払を受ける権利が確定される水道の使用に係る料金の徴収方法については、なお従前の例による。  
（休止用の料金に関する経過措置）
- 8 改正後の別表7の規定は、令和2年3月1日以後に料金の支払を受ける権利が確定される水道の使用（同日から同月31日までの間に最初に確定されるものを除く。）に係る料金について適用する。  
（旧琴平町水道事業の給水区域におけるメーター使用料に関する経過措置）
- 9 改正後の別表14（2）メーター使用料（1個当たり）30ミリメートルの項から100ミリメートルの項までの規定は、施行日以後に設置（口径の増加を含む。）を行う水道メーターについて適用する。  
（過料等に関する経過措置）
- 10 施行日前にした行為及び附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する過料及び給水の停止に関する規定の適用については、なお従前の例による。  
（企業管理規程への委任）
- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、企業管理規程で定める。